

みんなで築こう人権の世紀

「氷川町人権啓発作品」募集

氷川町人権啓発推進協議会では町民の人権についての意識を高める事、作品の展示や発表を通して、人権啓発を図ることを目的とし、人権啓発作品の募集をします。

◆対 者

- ①児童・生徒の部
氷川町内の小学校、中学校に通学している児童生徒

②一般の部

- ①を除く氷川町にお住まいの人

◆応募方法

【児童・生徒の部】
各学校を通しての応募となります。

【一般の部】

・作品には住所、氏名を記入してください。標語・書道作品の場合は、表面に、ポスター作品の場合は、裏面に記入してください。

※氏名は提出された表記で発表します

◆作品の内容

〈人権に関する内容〉

- ①部落差別と人権、子どもと人権、障がい者と人権、高齢者と人権、女性と人権、いじめ問題などの人権問題。
- ②命の尊さや大切さ（戦争と平和、環境など）。
- ③くらしや身の回りの体験や出来事（学校・家庭・地域のことなど）。
- ④自分の進路、生き方
- ⑤男女で築く豊かな社会

◆応募部門

人権に関する作品で未発表のもの、1人各部門を通じて1点のみに限ります。各部門の詳細は（表1）を参照ください。

【表1】

①標語	A4サイズの用紙に記入
②書道	「じんけん」「人権」「人権啓発」など(必ず清書用紙) 「差別をなくそう」など(必ず小型条幅用紙) ※題名以外でも人権に関するものであれば可
③ポスター	四つ切サイズ

◆締切日

9月1日(金)

◆提出先

氷川町役場 総務課

◆審査

- ①各部門から各学年・一般3点ずつ選出し、入選作品とします

※入選作品がない場合もあります。

- ②入選作品から各部門で各学年・一般1点を優秀作品として選出し、残りの作品を佳作とします
- ③優秀作品者には、記念品を贈り表彰します

- ④応募者全員に参加賞を贈呈します

※応募実施要項を満たす応募者に限ります。

- ⑤原則として、応募作品は返却しません

※児童・生徒の応募作品は、学校を経由して年度末までに返却します。

◆作品の発表および使用

入選作品は、人権啓発に関する広報などで発表や掲示します。

- ①広報誌やホームページ掲載
- ②人権啓発集会や講演会会場などでの展示
- ③懸垂幕、看板、のぼりなどでの掲示

※応募作品の著作権は、主催者に帰属します。発表や使用をする際に原案を編集することもあります。

◆注意事項

・氏名を発表しますので、匿名、仮名作品は認めません。

・作品については人権を侵さないように配慮し、載せてよい状態で提出してください。

【お問い合わせ先】

総務課 行政係
☎ 52・7111
FAX 52・7111



▲平成28年度ポスターの部会長賞
竜北東小 平山琉篤さんの作品



氷川町は学校と連携し「いじめ防止」に全力で取り組みます！

熊本県では、6月を「心のきずなを深める月間～いじめを許さない学校・学級を目指して～」と定め、いじめの未然防止のためにさまざまな対策を推進しています。

氷川町も、6月を「いじめ防止啓発月間」と定め、国道3号線の氷川町宮原交差点に懸垂幕を掲げ、いじめ防止の啓発に努めました。

～「心のきずなを深める月間」各学校の取組～

町内5つの学校も「いじめ防止」に向けた取り組みを行い、早期発見・未然防止に努めました。町内の小中学校では、日常的に行われている生活アンケートや教育相談に加え、道徳や学級活動で「いじめ防止」や「命の大切さ」に関する授業を行いました。

また、「心のきずなを深める」ための標語づくりを行い、作品を校内に掲示するなど、児童生徒の意識高揚を図るほかに、児童会や生徒会を中心とした特色ある活動にも取り組みました。

中学校では「全校集会」などを開き、アンケートの集計結果の報告や人権作文の発表をしました。

職員間では「子どもを見つめる会」などを保護者が定期的に行い、児童生徒理解に努めています。



～平成28年度人権標語作品～

- 「みんなのね たからものだよ おともだち」 (宮原小学校 水本 瑠葵さん)
 「ありがとう まほうのことばで みんなげんき」 (竜北西部小学校 有田 脩さん)
 「しらんぷり やめてみんなで なかよくね」 (竜北東小学校 村上 詩菜さん)

【お問い合わせ先】 学校教育課 ☎62-3313 (直通)

青少年の非行防止にみんなで取り組みましょう！

7月と8月の夏休み期間は、生活のリズムが乱れ、非行に陥りやすいとされています。

県では、7月と8月の2か月間を「夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動」の期間とし県民総ぐるみで青少年の健全育成のための行事などを展開します。

家庭、学校、地域社会などの実情に応じ一人一人が青少年の非行問題に取り組みましょう。

◆期間 7月1日(土)～8月31日(木)

◆重点課題

- ①子供の性被害の防止
- ②インターネット利用に係る非行や犯罪被害防止対策の推進
- ③有害環境への適切な対応
- ④薬物乱用対策の推進
- ⑤不良行為や非行などの防止
- ⑥再非行の防止
- ⑦いじめ・暴力行為などの問題行動への対応



【お問い合わせ先】 熊本県環境生活部県民生活局 暮らしの安全推進課青少年班
 ☎096-333-2294